

熊本県地場企業産業支援サービス業等立地促進補助金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県地場企業産業支援サービス業等立地促進補助金(以下「本補助金」という。)は、県内に産業支援サービス業等に係る事業所を開設する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、もって本県における産業支援サービス業等の立地を促進し、本県地域経済の活性化及び県民の雇用機会の拡大を図ることを目的とし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業支援サービス業務施設 日本標準産業分類に定めるインターネット付随サービス業、情報サービス業を営むための事業所をいう。
- (2) 広域的業務拠点施設 複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター、ファイナンスセンター等で、知事が認めるものをいう。
- (3) 事業所 産業支援サービス業務施設及び広域的業務拠点施設をいう。
- (4) 地場企業 県内に事業所を新設又は増設する企業で、県内に本社を有する企業をいう。ただし、熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金の対象企業は除く。
- (5) 固定資産 事業の用に供する建物及び設備で、地方税法(昭和25年法律第266号)第341条に規定する固定資産のうち、土地を除くものをいう。
- (6) 投下固定資産額 前号の固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額とする。
- (7) リース資産 第4号の固定資産を法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2第3項に規定するリース取引により導入するものをいう。
- (8) 投下リース資産額 前号のリース資産の取得価額をいう。
- (9) 新規雇用者 事業所の開設に伴い新たに雇用する、県内に住所を有する常用雇用者をいう。
- (10) 正社員 前号の新規雇用者のうち、労働基準法第14条に規定する労働契約において期間の定めのない常用従業員をいう。
- (11) 非正規社員 第8号の新規雇用者のうち、前号の正社員を除く者をいう。
- (12) 新規雇用者数 操業開始日から3年を経過する日の前日まで、1年ごとに、正社員と非正規社員に係る雇用期間(3月以上継続している期間に限る。)の延べ月数をそれぞれ12で除して得た数(小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)を加算したものをいう。
- (13) 新設 地場企業が当該事業所の敷地以外に新たに事業所を設置すること、又は地場企業が新たに当該事業所と異なる業務の事業所を設置することをいう。
- (14) 増設 地場企業が、既存の事業所の操業を継続し、かつ、事業拡充のため、既存

の事業所を拡張することをいい、新設以外のものをいう。

- (15) 県南地域等市町村 八代市、人吉市、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、美里町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町及び苓北町をいう。
- (16) 産業支援サービス業等誘致推進市町村 県南地域等市町村のうち、事業所を設置する地場企業に対してこの要項に定める投下固定資産額及び投下リース資産額並びに新規雇用者数に係る補助額と同等程度の補助額を交付する補助制度を有する市町村をいう。

(対象期間)

- 第3条 本補助金は、この要項の施行の日以降に第5条に基づく認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から3年以内（地場企業が建物の新設を行う場合は5年以内）に操業を開始した地場企業に交付する。
- 2 天災事変その他やむを得ない事由により操業に遅れが生じたと知事が認める場合は、前項の規定による操業開始期日を延長できるものとし、その要件は、別表のとおりとする。

(補助金の交付要件及び補助金額)

- 第4条 本補助金の交付要件、補助額等は別表のとおりとする。なお、本補助金の交付対象となる投下固定資産額及び投下リース資産額は、固定資産台帳の取得年月日及びリース契約の契約年月日が第5条第3項の適用事業所認定の日から第7条の操業開始期日の間のものに限る。
- 2 前項の交付要件は、前条に規定する操業開始期日までに満たさなければならない。

(適用事業所の認定の申請)

- 第5条 知事は、新設又は増設される事業所が前条の規定に該当するときは、当該事業所をこの要項を適用する事業所（以下「適用事業所」という。）として認定する。
- 2 前項の規定による適用事業所の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業所の設置に着手する30日前までに適用事業所認定申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による認定をしたときは、当該申請者に対し、適用事業所認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。

(適用事業所の指定の申請)

- 第6条 前条の規定による適用事業所の認定を受けた者は、事業所の操業開始30日前までに適用事業所指定申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書を受理した場合において、第1項の規定による指定をしたときは、当該申請者に対し、適用事業所指定書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(事業開始の報告)

第7条 適用事業所指定書の交付を受けた者は、当該適用事業所の操業開始後10日以内に事業開始報告書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 産業支援サービス業等誘致推進市町村内に事業所を設置した者は、前項の事業開始報告書と併せて当該事業所の固定資産台帳の写しを提出しなければならない。

3 知事は、産業支援サービス業等誘致推進市町村内に事業所を設置した者から第1項の事業開始報告書を受領した時は、投下固定資産額及び投下リース資産額に係る補助額について市町村と協議する。

(事業内容の変更)

第8条 適用事業所指定書の交付を受けた者は、適用事業所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から10日以内にそれぞれ当該各号に定める報告書を知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画の内容について変更を生じた場合は、事業計画変更報告書(別記第6号様式)

(2) 事業を休止し、又は廃止した場合は、事業休止・廃止報告書(別記第7号様式)

(3) 事業を再開した場合は、事業再開報告書(別記第8号様式)

(補助金の交付申請)

第9条 規則第3条第1項の申請書は、別記第9号様式によるものとし、添付書類は次の各号のとおりとする。

(1) 事業実績報告書(別記第10号様式)

(2) 労働者名簿

(3) 適用事業所の固定資産台帳の写し

(4) 適用事業所の賃借に係る契約書及び支払いを証する書類

(5) 適用事業所に係る回線使用料の支払いを証する書類

2 前項の申請書の提出期限は、初年分にあつては操業開始期日から1年を経過する日から30日以内、2年目分以降にあつては、当該初年分提出期限に対応する日以内とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 知事は、前条の申請書を受領したときは、当該申請に係る書類審査及び実施検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金額を確定する。

2 前項の規定による補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知は、補助金交付決定及び補助金額の確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 規則第16条第1項の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

(適用事業所の指定取消し)

第12条 知事は、適用事業所が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の適用事業所の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により指定を受けた場合
- (2) 事業計画の変更等により、補助要件を満たすことができなくなった場合
- (3) 変更手続きによることなしに指定を受けた事業所設置の内容を変更した場合
- (4) 適用事業所の認定後、第3条に規定する期間内に操業を開始しない場合

(補助金の返還)

第13条 知事は、適用事業所が次のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業開始後、5年以内に事業を廃止若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の状態にあると認められる場合
- (2) 第4条の指定要件に該当しなくなった場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(財産処分の制限)

第14条 規則第21条第2項に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財 産 名	財産の処分を制限する期間
第2条第5号に規定する固定資産	それぞれの減価償却資産としての耐用年数

(証拠書類の保管期間)

第15条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(重複受給の禁止)

第16条 本補助金は、熊本県地場企業立地促進補助金と重複して受けられないものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和2年(2020年)7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和3年(2021年)3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

操業開始期日の延長については次のとおり

操業開始期日の延長期間	対象立地企業
操業開始期日から最長1年間	天災事変その他やむを得ない事由の発生日以前に適用事業所の認定を受けており、操業開始期日までに期日延長の申出書（以下「申出書」という。）を提出した企業

別表（第4条関係）

対象事業所	交付要件	補 助 額	限 度 額
産業支援サービス業務施設	<p>新規雇用者数10人以上 人口減少市町村（※）に立地する場合は、5人以上</p> <p>なお、地場企業が人口減少市町村以外の市町村に事業所を設置する場合は、投下固定資産額及び投下リース資産額の合計が1千万円以上となる場合に、右記補助額の項中1の投下固定資産額等に対する補助を行う。</p>	<p>1 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計に10/100を乗じて得た額 ただし、産業支援サービス業等誘致推進市町村内に事業所を設置する場合は、投下固定資産額及び投下リース資産額の合計に1/3を乗じて得た額又は該当市町村の補助額のいずれか低い額</p> <p>2 事業所の年間賃借額（敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除く）に1/2を乗じて得た額（操業から4年間）</p>	<p>1 指定事業所当たりの左記補助額の項中2の賃借額は、3.3㎡当たり月額1.5万円を上限とし、1年間の補助額の上限を1,500万円とするとともに、項中3の使用料は、1年間の補助額の上限を1千万円とする。</p> <p>1～4の合計は、産業支援サービス業務施設にあっては1億5千万円、広域的業務拠点施設にあっては5億円を上限とする。</p>
広域的業務拠点施設	<p>新規雇用者数50人以上 人口減少市町村（※）に立地する場合は、5人以上</p> <p>なお、地場企業が人口減少市町村以外の市町村に事業所を設置する場合は、投下固定資産額及び投下リース資産額の合計が1千万円以上となる場合に、右記補助額の項中1の投下固定資産額等に対する補助を行う。</p>	<p>3 事業の用に供する専用通信回線（クラウド使用料含む）の年間使用料に1/2を乗じて得た額（操業から4年間）</p> <p>4 年間の新規雇用者数のうち、正社員に20万円、非正規社員に10万円を乗じて得た額（操業から3年間） 過疎、離島及び半島地域に立地する場合、新規雇用者分の算定は助成金の5割増とする。</p>	<p>1,000円未満の端数は切り捨てる。</p>
<p>※人口減少市町村：熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町を除く市町村（H22国勢調査人口がH17国勢調査人口より減少している市町村）</p>			

